



7月29日2時30分公表

令和2年7月29日
内閣府（防災担当）

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第11報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で9県98市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	<u>山形県</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>2</u>	<u>31</u>
2	長野県	4	4	6	14
3	岐阜県	6	0	0	6
4	島根県	1	0	0	1
5	福岡県	4	0	0	4
6	佐賀県	1	0	0	1
7	熊本県	9	12	5	26
8	大分県	2	2	0	4
9	鹿児島県	9	2	0	11
<u>9</u> 県合計		<u>49</u>	<u>36</u>	<u>13</u>	<u>98</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>【山形県】</u> <u>山形市</u> <u>(やまがたし)</u> <u>米沢市</u> <u>(よねざわし)</u> <u>鶴岡市</u> <u>(つるおかし)</u> <u>酒田市</u> <u>(さかたし)</u> <u>新庄市</u> <u>(しんじょうし)</u> <u>寒河江市</u> <u>(さがえし)</u> <u>上山市</u> <u>(かみのやまし)</u> <u>村山市</u> <u>(むらやまし)</u> <u>長井市</u> <u>(ながいし)</u> <u>天童市</u> <u>(てんどうし)</u> <u>東根市</u> <u>(ひがしねし)</u> <u>尾花沢市</u> <u>(おばなざわし)</u> <u>南陽市</u> <u>(なんようし)</u> <u>東村山郡山辺町</u> <u>(ひがしむらやまぐんやまのべまち)</u> <u>東村山郡中山町</u> <u>(ひがしむらやまぐんなかやままち)</u> <u>西村山郡河北町</u> <u>(にしむらやまぐんかほくちょう)</u> <u>西村山郡西川町</u> <u>(にしむらやまぐんにしかわまち)</u> <u>西村山郡朝日町</u> <u>(にしむらやまぐんあさひまち)</u> <u>西村山郡大江町</u> <u>(にしむらやまぐんおおえまち)</u> <u>北村山郡大石田町</u> <u>(きたむらやまぐんおおいしだまち)</u> <u>最上郡最上町</u> <u>(もがみぐんもがみまち)</u>	7月28日	令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>最上郡舟形町</u> (もがみぐんふながたまち) <u>最上郡大蔵村</u> (もがみぐんおおくらむら) <u>最上郡戸沢村</u> (もがみぐんとざわむら) <u>東置賜郡高畠町</u> (ひがしおきたまぐんたかはたまち) <u>東置賜郡川西町</u> (ひがしおきたまぐんかわにしまち) <u>西置賜郡小国町</u> (にしおきたまぐんおぐにまち) <u>西置賜郡白鷹町</u> (にしおきたまぐんしらたかまち) <u>西置賜郡飯豊町</u> (にしおきたまぐんいいでまち) <u>東田川郡三川町</u> (ひがしたがわぐんみかわまち) <u>東田川郡庄内町</u> (ひがしたがわぐんしょうないまち)	7月28日	令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【長野県】 松本市 (まつもとし) 飯田市 (いいだし) 伊那市 (いなし) 安曇野市 (あづみのし) 上伊那郡宮田村 (かみいなぐんみやだむら) 下伊那郡阿南町 (しもいなぐんあなんちょう) 下伊那郡阿智村 (しもいなぐんあちむら) 下伊那郡下條村 (しもいなぐんしもじょうむら) 下伊那郡売木村 (しもいなぐんうるぎむら) 木曽郡上松町 (きそぐんあげまつまち) 木曽郡南木曽町 (きそぐんなぎそまち)	7月8日	令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
木曽郡王滝村 (きそぐんおうたきむら) 木曽郡大桑村 (きそぐんおおくわむら) 木曽郡木曽町 (きそぐんきそまち) 【岐阜県】 高山市 (たかやまし) 中津川市 (なかつがわし) 恵那市 (えなし) 飛騨市 (ひだし) 郡上市 (ぐじょうし) 下呂市 (げろし)	7月8日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【島根県】 江津市 (ごうつし)	7月13日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【福岡県】 大牟田市 (おおむたし) 八女市 (やめし) みやま市 (みやまし) 久留米市 (くるめし) 【佐賀県】 鹿島市 (かしまし)	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち) 阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち) 阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち) 【大分県】 日田市 (ひたし) 由布市 (ゆふし) 玖珠郡九重町 (くすぐんこのえまち) 玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【鹿児島県】 阿久根市 (あくねし) 出水市 (いずみし) 伊佐市 (いさし) 出水郡長島町 (いずみぐんながしまちよう) 鹿屋市 (かのやし) 曾於市 (そおし) 志布志市 (しぶしし) 垂水市 (たるみずし) 薩摩川内市 (さつませんだいし) いちき串木野市 (いちきくしきのし) 曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちよう)	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、横田、森戸、柚上、山地

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省
から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
- ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
- ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

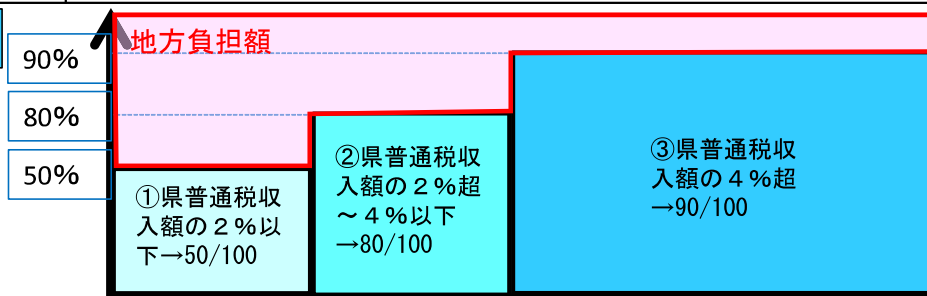
(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与 （S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の搜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理 （S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第3条第2項）

3. 救助の基本5原則

○ 平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、 <u>等しく救助の手を差し伸べなければならない。</u>
○ 必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、 <u>個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。</u>
○ 現物給付の原則	災害時は物資が不足し、調達も困難となり、 <u>金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。</u>
○ 現在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の現在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○ 職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を行う。

4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ①（20億円の50%） + ②（20億円の80%） + ③（残り60億円の90%） = 計80億円